

再発防止の徹底について

主な内容は以下のとおり。

1. 直営実施業務・委託実施業務の区分

- ・今後実施する説明会等については原則、直営で実施することとする。ただし、専門性および業務効率性の観点から必要な場合（チラシのデザイン作成等）は、そのノウハウを有する専門業者に直接委託する。

2. 業務委託の管理の徹底・強化

- ・業務委託全般に関し、管理を強化し、公正性と信頼性を確保していく。
その具体例として、
 - － 委託先、再委託先の業務内容を精査し、委託の実施の適否について検討
 - － 遵守事項、禁止事項を委託先及び再委託先に説明するとともに、仕様書及び契約書に明記
 - － 委託先からの報告や機構から委託先へ出す指示について書面による記録を残すことをルール化
 - － 業務委託に考えられるリスクをリスト化し、業務チェックを実施
 - － 機構職員の委託先への立入調査の権限を契約書に明記 等

3. 説明会等の開催ルールの整備

- ・手作りで公正な対話活動を実施するため、参加者募集業務や電力関係者の参加取扱いを含む業務の規範を整備する。
 - － 電力関係者の定義を明確にしたうえ（※）で、今後の説明会や情報提供の場においては、電力関係者は原則、関係者席に着席することを徹底
(主な内容)
 - ・案内方法は組織から組織への案内に限定する
 - ・電力関係者が参加する場合は、関係者席での傍聴とする
- (※) 電気事業連合会、10 電力会社、日本原子力発電(株)、電源開発(株)、日本原燃(株) および各社の有価証券報告書記載の関係会社に在籍する役員・社員
- － 参加者の範囲、募集方法などのルールを定め、公開した上で、その遵守を委託先等に徹底
(一般の方を対象とする場合の主な内容)
 - ・謝金提供またはそれに類する便益供与等による参加者募集を行わない
 - ・一般的な周知を超える参加要請を行わない

以 上